



▲安保法制に反対する高校生のデモ
2015年8月2日・渋谷【朝日新聞】

安保関連法制 と 地方自治

池上洋通

(「緑の風」編集委員)

はじめに—沖繩で起きたこと—

ことし二月二〇日の夜、私は沖繩県・宮古島市で講演をしました。タイトルは、「憲法と地方自治でつくる平和な島—自衛隊基地問題を見すえながら—」。「平和憲法制定70周年・宮古島市民学習会」というカンムリが付いていました。当日は、午後から風雨が強くなりましたが、五〇人近くの人たちが集まりました。

この企画は、私が「話をさせて下さい」とお願いしたもので、きっかけは、昨年一二月に開かれた那覇市の会合で「宮古島で、陸上自衛隊基地の誘致に反対する運動が起きている」と聞いたことです。いま、沖繩に自主的な地方自治の研究組織を新たに結成するため、毎月、那覇市で準備のための会合を重ねており、私はそこに参加しているのです。

このとき私の背中を押したのは、「自衛隊誘致」ということばでした。防衛省が自衛隊基地の新設を計画し、自治体に「お願いする」という構図ではなく(後でも見るように、本来は「軍事基地」そのものが違憲です)自治体が進んで「誘致する」というのです。

宮古島市議会は、昨年の七月八日、一部の住

民が出した「陸上自衛隊警備部隊などの早期配備を求める陳情書」を多数決で採択していました。国会で「安保法制」の議論が激しく行われている最中のことです。

◇与那国島に「沿岸監視隊」が発足

「中国からの脅威」への対抗として、奄美大島、宮古島、石垣島、与那国島など「南西諸島」に自衛隊を配備する計画が立てられてきました。

計画の先端を切ったのは与那国島であり、与那国町議会が「自衛隊誘致」を決議したのは二〇〇八年のことです。これに対しては与那国町民による粘り強い反対運動が展開されて、昨年二月に住民投票が実現しましたが、賛成が五八%という結果になり、工事が進められて、本年三月二八日に陸上自衛隊「与那国沿岸監視隊」が発足しました。

後押ししたのは、人口約一五〇〇人の島に自衛隊が配備されれば、人口減少に歯止めがかかり経済も活性化するという「政策論」です。

事実、こんどの自衛隊の配備によって、隊員と関係者は町の人口の一五%を占めることになりました。軍事による地域活性化の論は、ずっと以前からありましたが、「人口減少」が重大視されるなかで、新たな状況が生まれている

といえるかもしれません。

宮古島でもいま、賛成派からの「活性化論」がにぎやかに語られています。

沖繩・辺野古への米軍基地の新設計画は、いまでもなく重大問題ですが、同時に「安保法制」による新たな段階の自衛隊基地整備が進められていることに、地方自治の角度から注目しなければなりません。

そしてそれは、日本全土にわたる軍事基地の展開と、各地域・自治体との関係にとつても深いかかわりを持つことなのです。それを意識しながら、本稿は次の二つのことを目的にして書かれます。

第一は、「安保法制」全体の構図を確認し、その議論の中心になった「自衛権」と「集団的自衛権」について考えることです。

第二は、「安保法制」が描いている地方自治体に対する統制的な規定を確認し、その憲法上の問題を第八章「地方自治」の角度から検討することです。

※憲法の平和条項や日米安保条約と在日米軍などに関して、その歴史的な歩みと本質について、本号で神子島氏が論述しています。本稿と合わせてお読み下さい。

安保法制の全体像を見る

次のページに資料1を掲げました。これは、内閣が、内閣官房・内閣府・外務省・防衛省の連名で出している広報資料『平和安全法制』の概要のITネット版の目次にあたる部分の全体です。

この資料を見ると「安保法制」の法律は全体で二一本であり、次の構成になっています。

A 平和安全法制整備法（整備法）

一部を改正する一〇本の「有事法」を束ねて、一本の法案にしたもの

B 国際平和支援法

新規に制定する法律

C 技術的な改正をする法律一〇本

付則の改正で処理した

※A、B、Cは、池上による分類です。

これらのうち、A・Bだけでも、実質的には一本の法案の審議です。ところが、国会論議において首相や防衛相たちは「二本の法案に、一〇〇時間以上をかけた」という意味の発言をくり返しました。実質的には、一本平均の審議が一〇時間程度であったことは明らかです。

もちろん、一部の条項だけを変える改正案も

含まれています。

しかし、例えば「事態対処法（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）」のような、非常事態における軍事的対応の法制の根幹ともいえるべき法律において、法律の組み立て（章の構成）そのものを変える「改正」が含まれていました。

そして、Cについては、ほとんど話題にさえされませんでした。

◇日本国憲法と自衛権

くり返し報道され、議論されてきたように、「安保法制」制定の主な目的は「集団的自衛権の行使を可能にする」ことにありました。

そこで「集団的自衛権とは何か」ということが問題意識にのぼるのですが、その前に、そもそも「自衛権とは何か」ということにならざるを得ません。この機会に、なるべく簡潔に自衛権について記しておくことにします。

自衛権は、国際法上の考え方（概念）です。それを、最も短く言うとすれば、人々の社会関係における「正当防衛」の理論の拡大ということになるでしょう。ここで正当防衛とは、平和的・通常のな関係にある人間関係・社会関係に

資料1 「安保関連法制」の概要〔政府資料〕

「平和安全法制」の概要（抄）

我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備
内閣官房 内閣府 外務省 防衛省

「平和安全法制」の構成

◇整備法（一部改正を束ねたもの）

平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

1. 自衛隊法

2. 国際平和協立法 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

3. 周辺事態安全確保法→ 重要影響事態安全確保法に変更
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

4. 船舶検査活動法 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律

5. 事態対処法 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

6. 米軍行動関連措置法→ 米軍等行動関連措置法に変更
武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

7. 特定公共施設利用法 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律

8. 海上輸送規制法 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

9. 捕虜取扱い法 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

10. 国家安全保障会議設置法

◇新規制定（1本）

国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

※上記の他、技術的な改正を行う法律が10本（附則による処理）

① 道路交通法

② 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律

③ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

④ 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律

⑤ 原子力規制委員会設置法

⑥ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

⑦ サイバーセキュリティ基本法

⑧ 防衛省設置法

⑨ 内閣府設置法

⑩ 復興庁設置法

この資料は、内閣広報資料「「平和安全法制」の概要」の目次部分の写しである。

下線は、安保関連法制審議時の法改正部分を示す（原資料のまま）。

太字の法律名は、地方自治体に関する条項を持つもので、池上によるチェック。

において、一方的に加えられた暴力や危害に対する、やむを得ない抵抗・防衛であり、犯罪にはならない行為のことです。

これを国際法に当てはめると、他国からの侵略（武力行使）に対する、国家の防衛的な武力の行使ということになります。

国連は、一九七四年一二月の総会で「侵略の定義に関する決議」をしています。その第一条では「侵略とは、国家による他の国家の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合の憲章と両立しないその他の方法による武力の行使」としています。

こうした侵略に対する防衛の権利として自衛権を規定するならば、すべての国家は自衛権を持つことになり、国連憲章もその立場です。

では、日本国憲法は、自らの国家の自衛権を認めているのでしょうか。

この問題をめぐっては、以前から、憲法学者もふくめて意見が分かれています。大別するならば、自衛権を「認めていない」「認めている」の二つです。ただし、大半の論者が、日本が国際法上の自衛権を持つ資格があることは認めています。

私自身は、「日本は、他国と同じく自衛権を

持つ資格があるが、憲法によつて自ら放棄している」と考えています。そこで、あらためて日本国憲法第九条を読むことにしましょう。

「第九条 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

この条文は、第一項で、「国権の発動たる戦争」「武力の行使」を、自らが永久に放棄したことが書かれ、第二項には「国の交戦権はこれを認めない」と明らかです。「防衛戦争なら良い」など、どこにも書いてありません。一切の戦争を否認する―自衛権の放棄です。そして、その結果、当然のこととして「戦力は持たない」と規定しました。武力行使をしない国家が戦力を持つならば、これ以上の税金の無駄遣いはない、といつて良いでしょう。

ここであらためて、立憲主義についてもふれておきます。立憲主義とは「権力を担当する者が、憲法の決めた範囲の権限を、憲法が定めた

方法で行使すること」です。憲法が明確に否認していることを、権力の担当者が行うことは、憲法によつて立つ立憲主義の国家原理を否定することにほかなりません。

◇集団的自衛権とは何か

次は、集団的自衛権です。集団的自衛権とは、軍事的に同盟的な関係にある国家同士が、それぞれの国家の自衛権を実現するために、共同的に武力を行使する権利です。この場合、自国が侵略されているかどうかに関係なく、同盟国が武力紛争・戦争状態になれば、その敵国に対して、共同して戦闘行為を行うのです。

この集団的自衛権も、先の自衛権と同じく国連憲章が認めています。そして日本も、その権利を持つ資格があります。けれども、自らの自衛権（集団的自衛権に対して「個別的自衛権」という言い方があります）を放棄している日本が、集団的自衛権を持つはずがありません。当然、これも放棄しているのです。そもそも、先に見たように、「戦力を持たない」のですから、個別的であれ、集団的であれ、武力の行使のしようがありません。

この点からいえば、自衛隊も在日米軍も、日米安保条約もすべて憲法違反です。

しかも「個別的自衛権」を持つこと、自衛隊という名の軍隊を持ち、米軍基地を正当化してきた歴代の内閣も、集団的自衛権の行使については「違憲」として否定してきました。安倍政権は、それもくつがえして、「安保法制」によって集団的自衛権の行使に転換したのです。

◇戦争の現実から学ぶこと

ここまで述べたので、次のことにもふれておきます。では実際に国際的な紛争にどう対処するか、ということですが。

これはまさに、現実的に対応するしかありません。その場合重要なことは、次のような実際の経験から学ぶことです。

第一点は、武力紛争が次の武力紛争を生んでいる経験から、しっかりと学ぶことです。いま中東で起きている現実はそのことを鮮やかに示しています。つまり、武力によって国際紛争を根本的に解決することはできないのです。

第二点は、あらゆる戦争は、一切の生産性を拒否し、人々の生命と労働力を奪い、自然環境・社会関係・経済関係を破壊し、深刻な貧困と飢餓を生み出し、社会的・経済的循環を断ち切るものであることを深く理解することです。

第三点は、軍事体制の維持や拡大は、各種の

社会政策の条件を低下させて国民生活の困難と貧困を広げ、思想・文化的プログラムへの統制を生み出し、破壊していくという傾向を持つことです。

そして第四点は、日本の置かれている状況と現実の国際関係を直視することです。食料自給率、衣料品の自給率、住宅用建材の自給率など、文字通り衣食住を支える物資の供給を見ただけでも、近隣諸国などとの友好関係が不可欠であることは明らかです。そしてこれらはすべて日常的なことであり、絵空事ではありません。さらにもう一つ。現代の戦争においては、史上最大の破壊力・殺傷力を持つ核兵器の存在を意識しなければなりません。以上のことを総括してみると、日本国憲法第九条の方向の選択が、じつは最も現実的だといえるのです。

安保法制が自治体と国民を統制

今回の安保法制の議論に対して、地方自治体は次の二つの態度をとりました。

第一は、議会などで「賛否」の議論を行い、意見書を作成した自治体です。

第二は、「安全保障は、国の専管事項だ」と

して、議論を避け、自治体としての態度を明らかにしようとしなかった自治体です。

資料2は、昨年七月九日現在の地方議会の意見書についてのデータです。これによると三三一の地方議会が意見表明をしていたことにな

資料2 安保法制について意見書を可決した地方議会			
	賛成 6	慎重 181	反対 144
県	(秋田、山口、長崎が可決見通し)	三重、鳥取、長野	岩手
市区町村	豊島区、八王子市、三鷹市、調布市、町田市、日野市 (いずれも東京)	花巻市 (岩手)、会津若松市 (福島)、千代田区 (東京)、草加市 (埼玉)、尼崎市 (兵庫) など	旭川市 (北海道)、山形市、武蔵野市 (東京)、飯山市 (長野)、三次市 (広島)、那覇市など
2015年7月9日 朝日新聞			

ります。内容的な当否はともかく、これらの自治体議会は、自らの意思を表明したのです。けれどもそれは、全自治体数一七八八（都道府県四十七市区町村一七四一）の一八・五％に過ぎませんでした。

また、各地の地方新聞のアンケートに答える形で、「安保法制」に対する首長たちの声が明らかにされている場合がありますが※、全体としては、首長たちの発言も低調でした。

※例えば、高知市長の岡崎誠也氏は、高知新聞のアンケートに答え、「安保法制」に反対の立場を次のように表明しています。

「日本近海における安全保障の環境が急速に悪化しているため、集団的自衛権の限定的な行使はやむを得ない環境にあるものと認識している。しかしながら、現行憲法の制度下では、集団的自衛権の行使はできないと考えており、憲法解釈の変更ではなく、正式な憲法改正の手続きを行っていくべきものだと考える。」

◇数々の法律に地方自治体の規定が

この時期、国民の間では、「安保法制」の制定をめぐって、世代をこえた運動が広がって

きました。一つは明確な「安保法制」に反対するものでしたが、それ以外にも「集団的自衛権の行使」についての疑問、または国会審議のやり方などを含めて「民主主義の危機」とする意見、あるいはマスコミなどへの思想統制的な雰囲気を感じ取ったものまで、さまざまでした。これらの動きを強く励ましたものに、数多くの研究者、特に憲法・法学などの分野の学者たちの、「立憲主義を守れ」とする主張や活動がありました。

国民各層のそうした動きから、この国の民主主義の新たな段階とでもいうべきものを感じていた私は、一方では、それにしても地方自治体は何をしているのか、という思いを強めていました。しかしそれは次第に、議会や首長などの当局的な担当者たちだけでなく、私たち自身、主権者自身が、地方自治の課題として「安保法制」を見る視点がないからではないか、と思うようになっていきました。

しかしじつは、「安保法制」は地方自治体の存在なくして実体化できない法体系です。次にそれを確認していきましょう。

まず資料1に太字で掲げられている法律名を一覧します。

自衛隊法

重要影響事態安全確保法

事態対処法

米軍等行動関連措置法

特定公共施設利用法

道路交通法

国民保護法

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律

サイバーセキュリティ基本法

復興庁設置法

◆自衛隊法の場合

これらのうち、例えば「自衛隊法」については、これまででも自衛隊員の募集について、地方自治体が直接的に関わってきました。

◎第九七条「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」

これを受けた自衛隊法施行令では、市町村長の行う事務として、例えば…

①みずからの自治体の住民が自衛官募集に応募した場合に、自衛隊法に基づいてその者の適格性を調査し、適格であると判断した場合に志願票を受理する。

②志願票を受理した者について、その市町村

が存在する都道府県を担当区域とする自衛隊の地方協力本部の本部長に、その志願票を送付し、志願者と試験期日や試験場について協議したうえで、志願者に受験票を交付する。

などと定めています。そしてそれらの事務は、地方自治法の定める法定受託事務として、地方自治体に委託されているのです。※

※こうした自衛官募集事務のシステムは、じつは、明治憲法下の徴兵事務における軍隊と市町村との関係によく似ています。

また、募集事務を含め、自衛隊と地方自治体との関係を円滑にするため、有事立法体制が整備された時期の二〇〇六年に、それまでの地方連絡部を改編して「地方協力本部」を全都道府県におき（北海道は四力所）、日常的な連絡関係を構築してきました。

しかし、「有事」の際の、地方自治体の事務については、当然のことながら、はるかに厳しいものです。次にそれを見ましましょう。

◇日米共同の戦争体制

◆事態対処法（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国民の安全の確保に関する法律）の場合

事態対処法とは、法律の正式名称が語って

るように、他からの武力攻撃があったり、存立危機といえる事態が起きたりして、わが国の平和や独立あるいは国民生活が危うくなるという事態に対処する、という法律です。

以前からあつた法律に「存立危機事態」という概念を加えて、米軍が攻撃された事態を含めることにして、共同的な戦闘行為を可能にするようにしました。

※この稿では以下、「武力攻撃事態等」+「存立危機事態」を「危機的事態」と呼ぶことにします。

つまり「集団的自衛権の行使」がど真ん中にすえられた法制です。その新たな事態対処法で「地方公共団体」という文言を含む条をひろい上げると、次のようになります。

第一条（法の目的）

第二条（定義）

第三条（武力攻撃事態等への対処に関する基本理念）

第五条（地方公共団体の責務）

第六条（指定公共機関の責務）

第七条（国と地方公共団体との役割分担）

第八条（国民の協力）

第十二条（対策本部の所掌事務）

第十四条（対策本部長の権限）

第十五条（内閣総理大臣の権限）

第十六条（損失に関する財政上の措置）

第十七条（安全の確保）

第二十二条（緊急対処事態対処方針）

このうち、第三条「定義」において、「危機的事態」への対処が、「七 対処措置」として定められています。それを簡略にまとめると、次のようになります。（原文は、次ページ資料②）

イ 武力攻撃事態等を排除するための措置

(1) 自衛隊による武力の行使

(2) 米軍と自衛隊の共同的な軍事行動とそのための物品、施設又は役務の提供ほか

(3) 外交上の措置

ロ 国民の生命、財産を守るための措置

(1) 警報の発令、被災者の救助ほか

(2) 生活関連物資等の価格安定、配分ほか

まず、自衛隊と米軍による武力行使があり、次いで国民生活についての非常措置がある、これは「戦争遂行体制」そのものの規定です。

◇総動員体制の構築へ

そして、第四条でこの「対処措置」を遂行するために、国全体として万全の措置を講じることを「国の責務」と定め、第五条に「地

資料3 事態対処法の「定義」に見る戦争体制

◇事態対処法

(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律)

第3条(定義)

七 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

ロ 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

(2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

方公共団体の責務」を次のように規定します。

「地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。」

つまり地方自治体は、中央政府や他の地方自治体などと「共に戦う責務」がある、といっているのです。

これにつなげて第六条には「指定公共機関の責務」とあり、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関、電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人があげられています。

また、第八条では「国民の協力」をかかげて、次のように規定しています。

「国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。」

戦争遂行の軍事体制に協力するよう努める、さすがに強制はしていませんが、まぎれもなく義務規定です。

まさしく総動員体制の構築です。

◇日本国憲法体制そのものの放棄

さらにまた、地方自治体については、「国との役割分担」として次の規定があります。

「武力攻撃事態等への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態等への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態等における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とするものとする。」

一見もつともらしく思えるかもしれませんが、「軍事について、地方自治体は一切口を出すな」という内容として読むなら、ただちに沖繩で起きていることが頭に浮かぶはずですが。

つまり、地方自治体は「国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担う」だけでよい、というのはまさしく統制的・地方自治体下請け体制そのものなのです。

この点でもう一つ、同じ法律において見過ごすことのできない規定があります。

先に見たような軍事的「対処措置」を実行するため、内閣が「対処基本方針」を定めるのですが、さらにそれを執行するために「対策本

部」を設けることが規定されています。

この対策本部の本部長は、内閣総理大臣が担当することになっており、第一四条に「対策本部長の権限」が定められています。

それによると、対策本部長は、指定公共機関や地方公共団体などの関係機関との調整を行うことができるとしています。そして第二項では「地方公共団体又は指定公共機関が実施する対処措置に関して…対策本部長に対して意見を申し出ることができる。」と規定し、地方自治体などから意見を出せる、としています。

ところが、次の第一五条では「内閣総理大臣の権限」を規定して、「前条第一項の総合調整に基づく所要の対処措置が実施されなるときは、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長等に対し、当該対処措置を実施すべきことを指示することができる。」

これは命令できるということです。地方自治体は、申し入れることはできるけれども、言った通りにやらなければ、命令できる—ここで確認しておきたいことは、対策本部長と内閣総理大臣は同一人だ、ということです。ここでわかることは、「関係機関との調整」というのは、

実は対等なものではなく、国の言いなりの方針を実現するために行われる「命令的システム」だ、ということです。

ここには、日本国憲法の定める地方自治の根本原則の否定があります。そして、総動員体制もふくめて、私たちはいま、中央政府によって日本国憲法の体制全体が放棄されつつあることを知らなければなりません。

おわりに—大地に立つ者として

本稿は、沖繩・宮古島の話から始めました。宮古島では米軍基地とではなく、自衛隊基地を阻止しようとして活動しています。もちろん辺野古問題は重要です。しかし自衛隊基地の拡大も阻止しなければならないのです。

そして、宮古の人たちは深く知っています。新たな軍事立法「安保法制」によって、自衛隊が対米従属のままに米軍と一体になりつつあること、そして自衛隊基地はいつでも米軍基地として機能し得ることを、です。

私はさらに進んで、いま、自衛隊基地が「違憲」の政治の産物であり、米軍基地の存在と共に日本全土をむしばんでいることを、明確に語るなければならぬと考えています。

五月に開かれた多摩研の「議員の学校」に参加された、岩手県滝沢市の議員が「自分たちのまちに自衛隊基地がある。ところが、沖縄県与那国にできた自衛隊基地に隊員が異動するところがいわれた。議会で問題になり、人口減少になり経済にもひびくということで、隊員を減らさないでほしい、という意見書を決議した。反対したのは自分を含めて二名だけだった。どう考えたらよいか」と質問されました。

滝沢市は人口五万人を超える地方都市で、自衛隊岩手駐屯地が存在する市ですが、このような話は、各地で起きています。北海道では、自衛隊基地の縮小・廃止などの話が出るたびに、首長たちが連盟して中央政府に陳情するようなことを繰り返してきました。

その北海道で、先に行われた衆議院の補欠選挙において、野党連合候補に対して自民党の候補を勝たせた力は自衛隊員の票である、という報道があります。

多摩地域でも、府中市で市の職員の研修を自衛隊基地に委託するという話が進んでいます。東京で初めてです。私たちはいま、安保法制のプログラムに対して、日本の主権者として地方自治の大地に立つときではないでしょうか。

資料4 歴史の教訓から学ぶとき—国家総動員法(昭和13年・1938)(抄)

第一条 (目的) 本法において国家総動員とは、戦時(戦争に準ずべき事変の場合を含む。)に際し、国防目的達成のため国の全力を最も有効に発揮することができるよう人的及び物的資源を統制運用することをいう。

第二条 総動員物資

- ①兵器、艦艇、弾薬その他の軍用物資
- ②被服、食糧、飲料及び飼料
- ③医薬品、医療機械器具その他の衛生用物資及び家畜衛生用物資
- ④船舶、航空機、車両、馬その他の輸送用物資
- ⑤通信用物資
- ⑥土木建築用物資及び照明用物資 ⑦燃料及び電力
- ⑧①～⑦の生産、修理、配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、装置その他の物資
- ⑨その他勅令が指定する物資

第三条 総動員業務

- ①物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管 ②運輸又は通信 ③金融 ④衛生、家畜衛生又は救護 ⑤教育訓練 ⑥試験研究 ⑦情報又は啓発宣伝 ⑧警備 ⑨その他勅令が定める必要な業務

第四条 臣民の徴用 総動員業務のために臣民を徴用できる。

第五条 臣民及び団体の協力

政府は戦時に際し、国家総動員上必要あるときは、勅令の定める所に依り、帝国臣民及び帝国法人その他の団体をして、国、地方公共団体又は政府の指定する者の行う総動員業務について協力させることができる。

第一条・第五条は口語訳、第二条・第三条は要約、いずれも池上。

多摩地域の新年度予算を見る

～東京新聞記事等から

発表者：多摩住民自治研究所 理事 新国 信

新国さんが、東京新聞多摩版にシリーズで報じられた「多摩地域の市町村の2016年度予算」について、表にまとめ報告されました。

多摩30市町村のそれぞれの予算規模、予算額の市民1人当たり額、東京新聞がとらえた記事の見出し、主な事業内容などです。

小金井市の当初予算案は否決されて暫定予算になっていますが、市民1人当りに割り戻した予算規模で一番大きいのは武蔵野市で約46.6万円で、次いで福生市約42.4万円、三鷹市と続きます。最も少ないのは小平市と町田市で約32.9万円、次いで狛江市の約33.2万円などとなっています。

JR国分寺駅北口の再開発事業がやっと動き出した国分寺市は約34.1万円で、事業が本格化して財政規模が特に大きくふくらんだ、というわけではありません。

多摩市では、多摩ニュータウンなどの集合住宅を含む市内全域の空家の実態調査を進めるほか、築後30年パルテノン多摩の大規模修繕に向けた基本計画・設計などを予算化し、昨年当研究会で取り組んだ「公共施設の維持管理」問題のその後の方向性を考えるうえで興味深いです。多摩市の予算額の市民1人当たり平均は約36.8万円です。

清瀬市は、現市長が市庁舎建設に熱心だが、2010年3月都立の小児専門病院としてあった「清瀬小児病院」がなくなった一方で、新年度予算には「少子化対策として不妊・不育治療費の助成」が上げられました。1人当たりは約37.9万円です。

各市各様で主な事業とされる内容だけでも、種々・多様だが共通して挙げられているのは

「子どもの問題」「保育園の待機児問題」です。このうち東久留米市では、保育政策を充実させるため5つの公立保育園を全廃する方針を発表しています。小泉行革で公立保育園には保育園運営費の補助金がなくなったため、この動きは全国で進んでいます。果たして民間任せで良いのでしょうか？ちなみに東久留米市の1人当たり予算額は約34.6万円です。

確かに保育園で障害児保育を実施するには、障害児1人に対して1人の保育士を雇わなければならない、給食は離乳食やアレルギー対応の食さらにイスラム食にも対応など、現場は大変です。安倍内閣はいわゆる「保育園落ちた。日本死ね」問題で、保育園への子どもの詰め込みと、企業内保育園の拡充で対処しているように見えますが、果してこれで良いのでしょうか？

大和田先生からは、各市町村の予算総額だけでは、また総額を人口1人当りに割り戻しても、各市町村間の差異はよく分からない。もう少し細かく、目的別歳出と性質別歳出をクロスして金額を求め、その数値を人口や年少・老年人口で割り戻して見れば、もっと細かいことが分かる。そうしたクロス表を、予算説明資料等で予算段階で公開している市町村もあるので、そういう市町村を拾って、次回もっと細かく多摩地域の平成26年度予算を見てみよう、という提案がありました。

今回は6月11日（土）午後2時から。発表者は、大和田氏を中心に、この宿題をやった人となります。

(文・伊藤 栄一)

よるが来た 3 AIの光と影

神子島 健
(かごしま・たけし)



vol. 36

多

摩研の事務所で、編集委員の面々がロボットとAI(人工知能)の話をしているのを、吾輩はごろにやんとしながら聞いているところである。坊主頭が言う。「そういえばさっき(※4月号参照)、SF作家のアシモフの話をしました。だが、彼が「ロボット三原則」(Three Laws of Robotics)というのを考えていますね。編集長がタブレットで検索して読んでみる。

「1. ロボットは人間に危害を加えてはならない。また、その危険を看過することによって、人間に危害を及ぼしてはならない。

2. ロボットは人間にあたえられた命令に服従しなければならぬ。ただし、あたえられた命令が、第一条に反する場合は、この限りでない。

3. ロボットは、前掲第一条および第二条に反するおそれのないかぎり、自己をまもらなければならない。」

坊主頭がそれを受けて続ける。「藤子・F・不二雄は、大長編『ドラえもん(映画の原作)』で、『のび太の鉄人兵団』(一九八七年)という話を書いています。おそらく三原則を念頭に置いていたと思います」ほお。

前回に続いてドラえもんの話か。吾輩はくつろいだ格好のまま聞き耳を立てるにや。人間が日常とかけ離れた世界に放り込まれるストーリーを描くことで、私たちが無意識に前提としているため普段考へもしないことをあぶりだす。藤子・F・不二雄という漫画家の真骨頂はここにあるにや。これを氏は「すこし・不思議」|| SFと呼んだのだにや。

ところが、二一世紀に入って日常そのものが変容している状況では、彼の描いた「不思議」だったはずの世界が、リアリティを持つようになって来ているのかもしれない。

坊主頭が続ける。「その話では、宇宙のかなたのメカトピア星で、ロボットが意思を持ち、その星の人間が滅びたあともロボットの文明が栄えるんです」へえ」ところが、ロボットの中で支配者と被支配者が形成されて対立し、結果的に「ロボットはみな平等」として、奴隷制度が廃止されるのですが、その先が興味深いんです」

「ロボットが労働という苦役をしなくて済むように、人間を奴隷としてこき使おうと、地球を征服しに来るんですよ」
「なるほど」その星でロボットを開発した人間が、ロボッ



藤子・F・不二雄の SF の代表作の一つ、「ミノタウロスの皿」(1969 年)を表題に掲げた小学館文庫だにや。

トの頭脳に「競争本能」を植え付け、それが征服や支配を生んだ、というお話なのです」「人間とどのような話ですね」「そうですね。おそらく藤子さんはアシモフの原則をはみ出すロボットの登場を想定してこのストーリーを作ったのではないでしようか」

編集長が投げかける。「人間が技術の発展によって、かえって技術に縛られてしまうことは、よくありますよね。スマホ

依存みたいな話もそうでしやうね」

「人間が自然に対して働きかけることによって、自然を人間にとつて有用な形に変えていく。これがいわば、「労働」の基本的な意味です」「ええ」「しかしマルクスは、その発展による分業体制が階級の分化を進め、そこでの賃労働が労働者を縛ってしまう、と考えたわけですね」「ふむ」「そう考えると、人間が技術の利用と労働

働によって作り上げた、いわば巨大な分業体制の成果を前提とする社会が、人間を縛ってしまいうわけです」「顔の見えない無数の他人の労働を当てる、といったところでしやうかね」「ある意味で、AIのような最先端技術の塊が人間の生活を縛るところにきている、というのには、こうした構図が行きつくところまで、というところまで来ている、というよな気がします」

ふむ、坊主頭はこう言っているが、貨幣は交換のための手段が目的化して、価値観のレベルで人間を縛るものだけにや。それと、テクノロジーが実態のレベルで人間の行動を縛るメカニズムを、同列に扱っているのかは、疑問がのこるところだにや。

とはいえ、確かにコンピュータが様々なところに組み込まれている現代においては、人間諸君のほとんどは、生活を貨幣に頼ると同じく、ありとあらゆる場面でインターネットを中心としたコンピュータのネットワークに頼らざるを得ない。そして普段は意識しないほどにそこに組み込まれているという意味で、やはり両者は近いものがある。読者諸氏はいかが考えるかにや。

と、吾輩は自分の思索に集中して油断(?)しておった。Cさんがそつと後ろから右手を伸ばして吾輩の脇腹を抱えてだっこして、左手で吾輩の頭をなでて言う。ギャーと反撃するが、軽くひっかいたくらいでネコを離すCさんではニヤい。「タマはまた、どうせ

難しいこと考えてるんだにゃー」。なんだか声の感じが勝ち誇ったようで腹立たしい。吾輩としたことがCさんにうっかり捕まえられるとは情けニヤい。しばらくぶ然とした表情のまま、なでられるがままにしておく。

Cさんが吾輩を注意深く捕まえたまま言う。「さっき(前回の最後)、日本人はロボットを擬人化したり動物になぞらえるという話が出ましたが、自分で学び、自分で考えるAIは、一つの「人格」のように見なされるのでしょうか」

坊主頭はゆっくり考えながら言う。「囲碁の世界チャンピオンにAIが勝ちましたけど、確かに自分で学習する能力を持っています。とはいえ、厳密に考えれば、情報をインプットする部分では、現実世界を

そのAIに理解可能な記号(コンピュータは数値化して意味を理解する)に、人間が翻訳するという作業があり、AIの情報理解はそれに依存しています。囲碁や将棋のように、定められたルールの枠組みの中で動くものは、インプットのための記号を作りやすいですが、世界は複雑すぎてそうはいかないんだと思うんです。哲学的な話になってきますが、世界の諸要素の認識を統合して理解するような「自我」や「人格」とは別のもののような気がします」「いやはや、難しい世界ですね」

「とはいえ、人間に与えられた記号の枠組みの中で動くといっても、それが現実に大きな力を持つ場合、そのAIが下した判断の「責任」をどう取るのか、という問題が出てきて、

ここでは人格(責任の主体)という問題も絡んできますね」と坊主頭。「グーグルの開発している自動車の自動運転装置も、AIが運転する以上、そういった問題が出てきますね」と編集長。

「個別のAIが運転するんじゃないくて、信号なんかも含めた全体で道路交通網をコントロールするようなことはできないんですかね?」「鉄道のような、ある程度閉じたネットワークなら可能かもしれないけど、自動車が様々に自由に行きかう道路網では、無理でしょうね。しかも、中央でのコントロールは、一つダウンすると全体がマヒしかねないという問題が出ます。開かれたネットワークの方が、一つがだめになっても他は動ける柔軟な構造になるでしょうね」



吾輩は海外にも友達がいるにゃ。タイのバンコク、ホンモノのシャムネコのフォンちゃんだにゃ。

「ほお」と、難しい話に感心して手元が緩んだCさんから離れて吾輩は水を飲みに行く。技術に光と影が絡み合うのは常だが、AIやコンピュータは人間のテクノロジーへの依存を強めるばかりではニヤいか? 人間の自然からの乖離を進めて、地球環境に「夜が来よう」としていると感じるのは、吾輩がホモ・サピエンス(知恵ある人)ならざる猫だからだろうか。(続く)





写真 ©カサマフィルム

『風の波紋』

監督:小林茂 編集:秦岳志 撮影:松根広隆
録音:川上拓也 音楽:天野季子
公式サイト:<http://kazenohamon.com/>

【ストーリー】

新潟県の豪雪地帯のひとつ、越後妻有。東京からこの地に移住した木暮さん夫婦は、茅葺き屋根の木造住宅や田んぼなどを借り受け、四季折々の自然とかわりながら生活している。自然の厳しさとも向き合う里山での暮らしにおいては、周囲の人びととの協力も欠かせない。持ち前の個性もあって、木暮さんの周囲にはさまざまな仲間が集まる。この地を選んだ草木染職人の松本さんも、そのひとりだ。小暮さんがそのような生活に馴染んできたある朝、大きな地震(長野・新潟県境地震)が集落を襲った。長年にわたり大切に使われてきた木造家屋も影響を受け、木暮さんの自宅も全壊状態に。取り壊しも考えたが、再建を決意し仲間の協力を得ていく。

約5年間かけて取材を重ねた小林茂監督によるドキュメンタリー。里山での暮らしに焦点をあて、そこに生きる人びとを丁寧に描く。

【コメント】

夏が近づくと「ふるさと」が意識されるものがある。みなさんにとっての「ふるさと」は、現在どのような状況だろうか?そして、これからどうなっていくだろうか?都市圏への集中が進んできたこの数十年。しかし、いまだ少数派ではあるが「Uターン」「Iターン」を意識する学生が少しずつ増えているとも聞く。「地方創生」が掲げられてもうすぐ2年。その評価はさておきとして、2011年の東日本大震災以降、多くの人が

山口映写室

vol.
31

ぐ
ち
Gucci

生き方や働き方を見つめなおし、価値観を変容させてきたことと強い関連があるように感じる。

『風の波紋』に登場する人たちはみな、開放的だと感じる。それは、撮影にじっくり時間をかけて対象にじっくり寄り添いながら本作が制作されてきたことの証だろうと思いつつ、一方で、自然の厳しさを前に互いに協力して「ともに生きる」コミュニティをそれぞれが居心地よく感じていることの現れだろうと想像する。ひとりでは生きられない厳しさがあるのだ。

手をかけて田畑を耕し、自然のめぐみを美味しくいただく。自ら生活の環境を整える。——人生は限りあるものだと、そうした営みに自分は何のくらの時間をかけることができるか。そう、自分はどうしたいのか、だ。誰のために働くのか……。そうした刺激を受けつつ、グローバル社会の未来を想像する時間だった。わかりやすい解はないが、間違いなく刺激を受けることと思う。スクリーンでの鑑賞をおすすめする。



『風の波紋』上映会

2016年7月16日(土)ベルブホール
(多摩市立永山公民館/ベルブ永山5F)

(1)10:30 ~ (2)13:00 ~ (3)15:30 ~
(4)18:00 ~ (上映時間 99分)

〔前売・インターネット予約〕1,000円(中学生以上)

〔当日〕1,200円(中学生以上)

600円(4歳~小学生)

※前売チケット 6月11日(土)発売予定

<http://www.tamaeiga.org/special/kazenohamon>

多摩住民自治研究所 視察旅行レポート

「韓国地方自治 交流訪問の旅」

2016年4月17日～22日



ソウル市副市長の河勝彰氏と視察団長の池上洋通氏

【韓国訪問先】

- ◇ソウル
 - ・ タポル公園、景福宮、日本大使館
前の少女の像・ソウル市庁舎（ソウル市政務副市長と面会）・ソンミ
サンマウル・西大門刑務所跡歴史館・
池上氏講演
- ◇城北區
 - ・ 社会的経済センター
- ◇洪城郡洪東面
 - ・ 活力所、図書館・ブルム学校
- ◇公州市
 - ・ 国立公州博物館
- ◇水原市
 - ・ マウルセンター
- ◇広州市
 - ・ ナヌムの家

多摩研主催による韓国地方自治交流訪問の旅は、一〇名の参加者によって四月一七日から二二日の五泊六日で行われました。

ソウル市ではボランティアの方の案内で市庁舎を見学した後、副市長と市の政策担当者から説明を聞きました。ソウル市庁舎の中には劇場やカフェ、市民が自由に使える部屋や小さな会議スペースが数多くあり、庁舎の内側で市民の活動が活発に行われている様子が目に浮かんできました。

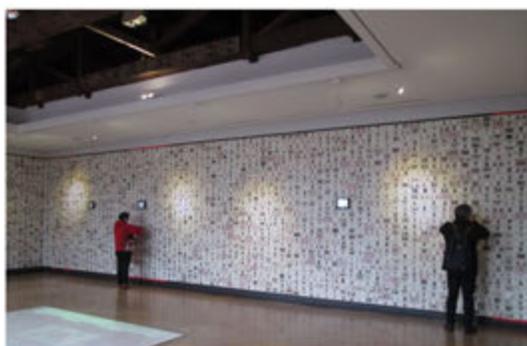
城北區、ソンミサンマウル、水原市では、住民主導のまちづくりを見学しました。

洪城郡はのどかな農村地方で、日本から有機農業を学び農業を軸にした自主教育を行っているブルム学校、図書館などを訪問し交流しました。

公州市の国立公州博物館は、百済文化の遺跡がかつて日本と百済が友好的な関係を持ってお互いに行き来していた歴史を物語っていました。そして、西大門刑務所跡歴史館では日本の植民地下で日本軍に抵抗した多くの韓国人の人たちを深く傷つけた歴史を再確認し、日本の近代史は教科書だけでは学ぶことが出来ないと感じました。

日本軍の従軍慰安婦だった女性たちの福祉施設「ナヌムの家」では、三人のハルモニが暖かく出迎えてくれました。短い時間の交流でしたが心の通いあう一時を過ごし、どうかお元気で、と別れの言葉を言った私たちに「あなた、わたしのことも、おなじ。またきて、あそびにきて」と、一人のハルモニが玄関まで見送ってくださいました。いつまでも

「ここは独立運動家の記録のうち現残する五千余枚の受刑記録表を通し、西大門刑務所で獄苦を経験して殉国した独立運動家を記憶し追慕し、その歴史を振り返る空間だ。」
西大門刑務所跡歴史館の展示の説明パネルより



日本大使館前 少女の像を...

手を振る姿に涙で胸が痛みました。

地方自治・住民自治の実践を学びあう多摩研ならではのガイドブックには載っていないハードな行政視察が、私にとって初めての韓国旅行となりました。韓国人々の熱い住民パワーと美味しいキムチを求めて、また、訪れたい国になりました。
(文・浅川薫)

この視察旅行の詳細につきましては、別途、報告書をまとめて発行いたします。

党・中道左派勢力の反対を押し切って議会を通過させました。

その中道右派の憲法改正案は、首相の権限を強化、議会の解散権を大統領から首相に移すこと、保健や教育、警察などの権限を国から州に委譲する内容です。

そして2006年6月の25・26日、憲法改革案を問う国民投票が行われ、60%を越す反対で否決されました。

否決の最大の理由は、左派や労組が「市民間に貧富の差が広がり、社会サービスに格差が生じる」と反対したことです。その結果、ベルルスコーニ時代は何も「リフォルマ」できなかったのです。

マフィアと汚職が北イタリアに感染

「要領よく立ち回る人・ずるい人」をイタリア語で「フルボ」と呼びますが、近年これが増えています。フルボはマフィアと汚職の温床で、一皮むけば犯罪と背中合わせです。

フルボの典型は公務員のサボタージュ、年金の不正受給、ヤミ労働、課税逃れ、ヤミ商取引等ですが、いまイタリア社会が「フルボ化」しています。この間の経済危機のなかで広がったのです。その底辺には、市民の政治・行政に対する強い不信感があり、それを生み出した政治家の責任がきびしく問われています。

すでに13以上の市政府がマフィアに汚染されている(選挙投票売買)という理由で、市議会が解散させられました。特に利用されているのが公共土木事業を巡る入札制度。ミラノ・ロンバルディア州、ポロニャ・エミリア州、ヴェネチア・ヴェネト州(高潮止め防波堤建設)などの北部諸州がマフィアに感染しました。南部のシチリア・マフィアに変わってより凶暴なンドラゲット(本部カラブリア州)が進出してきたのです。

それはベルルスコーニ(2002年当時)政権が、企業粉飾決算者・会社について刑事犯から除外したからです。以後、公共事業への口利き料を地方

政治家に支払うようになり、マフィアと地方行政が癒着しました。

「首都マフィア事件」の衝撃

2014年12月2日、カラビニエーレ(特別のローマ憲兵警察)は、収賄とマフィア型犯罪の疑いで、元・市長官房長と元・ローマ県副警視總監を頂点に数十名を逮捕。旧共産党系が設立した「協同組合6月29日」は、約20年間以上もローマ市や内務省から請け負った各種の社会サービス(清掃、移民者の世話ほか)の委託金をピンハネ、市の行政管理者へ毎月、最高5000€も上納していました。正にマフィアの手口で、国内社会は騒然となりました。

他方、ヴァチカン当局は、この10年間沈黙し何もしていませんでしたが、フランチェスコ教皇が就任してから変化が出てきました。

国会両院の反マフィア委員会委員長のロッシ・ビンデイはカトリックの信者ですが、教会の不透明さを追及しています。それはヴァチカン銀行の不透明さ(金銭浄化操作)や、高聖職者の個人的な蓄財を問題視、現教皇は「聖職者は清貧であれ」と叫んでいます。

6月の統一地方選挙

今後の政局、レンツィ政権の信任、そして10月の憲法国民投票を占う統一地方選挙が来月6月に実施されます。トリノ、ミラノ、ポロニャ、ローマ、ナポリの大都市がふくまれ、注目の「5つ星運動」が5都市に初めて独自候補を立てました。ローマに初の「5つ星運動」の市長が誕生する可能性が高いとも見られています。首長選挙は1回目の投票で51%以上の得票を得ないと、1位・2位間で決戦投票になります。民主党と「5つ星運動」の対決になることが予想されます。

その結果はまたお伝えしましょう。

[Arezzo 2016年5月の寒い初夏の日に]

石田泰(いしだひろし)さんは、イタリア北部のアレッツォに在住され、自営業の傍ら、日本人会の役員などを務めてこられました。74歳。多摩研との交流は長く、本紙に「手紙」を寄せていただきましたが、厳しい体調不良で中断されておりました。今回、会友としての思いを込めて再開のはこびとなりました。一人でも多くの方が感想を寄せてくださるように呼びかけます。(編集部)

乗り越え、諸制度の根幹になる労働法、学校教育法、選挙法、憲法、同性婚法を改定成立させました。この過程で、政党の再編成、中央政府と地方政府あるいは行政府と司法部との対立や緊張が生まれ、そこから、改革への強い気運が現れました。

上院制度改革——共和国憲法の大改正

いま進められている諸制度の改革は、一言で「リフォルマ」と呼ばれていますが、その象徴が共和国憲法の大改正であり、それは上院制度を根本的に変えようとしています。

改正前の憲法は、権限の分散を重視し、上院は直接選挙で315人の議員を選出、下院と同等の権力・権限を持っていました。

これに対して憲法改正後には、国民の直接選挙を廃止し、上院の定数は100人にして、州議員75、市長21、大統領が指名する5人で構成されます。そして、法案の審議や内閣の信任投票は下院のみが担います。終身議員制度は廃止、大統領選出基準を引き上げ、エネルギーと運輸行政管理は州から中央政府に移管します。

この改正によって70年間にわたる「2院同権制」は終わります。

連立与党を率いる民主党は、10月に実施される「改憲国民投票」に必要な署名集めと改正憲法批准キャンペーンを開始しました。またレンツィ首相は、国民投票で改憲案が否決されれば辞任すると表明しています。

一方、野党の「5星運動」と右翼の北部同盟、ベルルスコーニ(FI)は、上院改革によってレンツィ首相が独裁権力を持つ危険な存在になると批判しています。しかし上院改革は、すべての国民の願いと言われてきたものです。事実、レンツィが果たした成果を市民は評価しています。今回の改革によって、イタリアは確実に前向きに変わるでしょう。

中道右派の分解と分裂

中道右派の領袖であったベルルスコーニの「自由の人民」98議席は、いくつにも分解して党は消滅、現在、本隊は古巣(FI)に戻って41人・10%以下に落ち込みました。残りは「国民エリア」と「偉大なる自治と自由」「自由国民同盟」に分裂しています。かわって「北部同盟」が中道右派のリーダーに

なり、4%から13%へ支持率を上げています。

「5つ星運動」は、54議席から19人減少しましたが理由は「追放」です。この党派は市民運動から政界入りし、党自身で政策を持たず、「第一次共和体制・既成政党や労組、既存の社会組織等」に反対する批判政党ですが、既成政党と協力した議員を追放したのです。しかし、5月の世論調査でも27%を維持、第2党です。最近は10人の指導部体制を敷き、党首グリッロは「もし、選挙で負けたら引退する」と言っています。「5つ星運動」が今後、どんな政策を持つかでイタリアの政治は大きく左右されそうです。

失われた20年間に埋めるために

第1党の民主党は、右から左まで6派の寄り合い世帯で支持率31~34%を維持しています。現在の主流はレンツィ派ですが、少数派は昔の共産党系とキリスト教民主党左派の長老とベテランです。レンツィ首相は彼らに対して10月の国民投票が終わるまで党内論争の休戦を呼びかけました。けれども少数派は「国民から上院議員の直接選挙権を奪うのは、民主主義の縮小だ!」と主張しています。

レンツィ首相は「一連の改革は、失われた20年間に埋める始めに過ぎない」としばしば言います。その20年間とは、一口で言えばベルルスコーニ時代です。そしてそれを招いた要因は、92~94年の「政治的大変動」です。

ベルリンの壁崩壊とソ連の消滅が引き起こした冷戦の終結が、イタリアの旧政権・政治体制を崩壊させたのです。それは、キリスト教民主党、共産党の大政党体制から少数多党体制への移行でした。

そしてそのきっかけになったのは、タンジентポリと言われた構造的汚職です。

当時、共産党を除く、社会党・クラクシ首相を頂点に上下両院議員、中央政府、地方政府のトップ指導者が連座して監獄に繋がれた大疑獄事件でした。この大疑獄事件が、第2次大戦後に憲法を制定した政党を消滅させ、または党名を変えて再編させ、第一次共和制度体制を崩壊させたのです。

右派連立政権の憲法改正案をめぐって

右派連立政権は2005年末、憲法改正案を野



憲法改正にあがる歓迎の声

「これでイタリアは変革する」

歴史的な憲法改正案が、本年4月12日にイタリア下院で可決されました。憲法規定による、2回目の審議においてです。イランを訪問中だったレンツィ首相は「感激だ。これでイタリアは変革する!」と語りました。

イタリアでは、最悪を脱した経済がようやく昨年プラス0.8%、本年に入りプラス1.1%になり、失業率もマイナス1%を記録しました。その背景には、11万人の教員の常雇用(非正規教員の正規化)があり、その所得効果はプラス0.8%といわれています。

若い首相は、EU連合国内にあって前モンティ政権の緊縮財政改革路線から「雇用を増やす財政」へシフト、移民者問題でもリーダーシップを発揮。レンツィ政権は一貫して平均50%近くの支持を得ています。

その一方で、市民の諸制度に対する信頼度を上から見ると、①ローマカトリック教皇、②治安力(軍と警察→犯罪総数が3年間で35万件減少)、③大統領の順です。

これに対して信頼度の最下位は、①諸政党が3~5%、②国会10%以下で、国家そのものへの信頼度も32%から15%に超急落している状況です。さらに、EU連合諸国に対しての信頼も40%を割り、三大労組連合への信頼度は14年に15.5%に低下しました。

前回総選挙の後の政党再編成

前回のイタリア総選挙(上下両院の選挙)は、2013年2月に前モンティ政権の財政改革路線の是非を問うものとして実施されましたが、2008年の選

挙に比べて投票率が7.4ポイントも下がって55.2%となり、史上最低を記録しました。

結果は、民主党が下院で過半数を制しましたが、上院では過半数に達せず「ねじれ」を招きました。(別表「イタリアの政治勢力」参照)

この総選挙では「老害」を訴える若い世代と旧指導者層の対立が、緊張を生み出しました。選挙で第1党になった民主党は、組閣のため多数派工作を開始しましたが失敗。「廃品回収(老害追放)」を叫ぶ39歳のレンツィが党首に選ばれ、組閣に成功します。首相に就任したレンツィは、強力な多数派工作を開始して、新中道右派を閣内に取り込みました。

この段階で、政治的混乱の收拾に直面していたナポリターノ大統領はやっと退官でき、マッタレラ新大統領を迎えました(イタリア大統領は、両院の国会議員と州代議員で選任する国家元首です)。

レンツィ首相による強力な議会への多数派工作は、上院と下院の勢力分野が異なるねじれ国会を

別表 イタリアの政治勢力(2016年2月)

上院・政党名	議席数※
民主党	112(109)
自治のために(社会党を含む)	31(-)
市民の選択・モンティと共に	10(19)
自由の人民	- (98)
自由の人民・フォルツァFI	41(-)
5つ星運動	35(54)
北部同盟	12(17)
偉大なる自治と自由	15(-)
自由国民同盟—自治	18(-)
混合会派・無所属	20(3)
左翼・エコロジー・自由	7(7)
計	※議席数カッコは08年選挙の結果 321(307)

財政研究会 次回学習会は一

2016年6月11日(土)

14:00~

場所: 多摩住民自治研究所

「続・多摩地域の
新年度予算を見る」

報告者: 大和田一紘氏ほか



多摩住民自治研究所
4月の活動

- ・ 3日(日)シンポジウム「国立市景観訴訟」
- ・ 5日(火)事務局会議
- ・ 7日(木)『緑の風』編集委員会
- ・ 13日(水)・14日(木)
市町村財政分析基礎講座
- ・ 17日(日)~22日(金)
多摩研視察旅行 韓国地方自治交流の旅
- ・ 20日(水)財政白書のついでチラシ発送
- ・ 23日(土)財政研究会
- ・ 26日(火)~28日(木)
『緑の風』印刷・丁合い・発送

◇自治体研究社の新刊

災害の時代に 立ち向かう

●中小企業家と自治体の役割

岡田知弘・秋山いつき 著

日本列島は活動期に入り、今後、首都直下型地震、南海トラフ地震の発生確率も高いといわれ、さらに、水害や雪害、風害などの自然災害の発生頻度も高まっている。この「災害の時代」、地域の防災力を高め、災害時に即座に住民の命と暮らしを守る自治体づくりが注目されている。本書は、東日本大震災被災地での具体的な事例を紹介し、「災害の時代」における地域中小企業存在意義及び、防災・減災の視点を入れた自治体の中小企業振興施策がいかに必要であるかを伝える。また、取材によって再現された中小企業家の具体的な行動は「人間の復興」の担い手としての中小企業家を示す。

本体 2300 円 + 税



- I 大災害からの復元力と地域の中小企業
 - 1 災害の時代における被災地の復元力とは
 - 2 東日本大震災被災地における生活・産業再建と中小企業
- II 震災に立ち向かう中小企業家たち
 - 1 一社もつぶさない、つぶさせない 陸前高田物語
 - 2 この地で生きていく 気仙沼物語
- III 災害の時代における中小企業と自治体との戦略的連携
 - 1 被災地での一人ひとりの「人間の復興」に必要なもの
 - 2 被災企業の再建に求められるもの
 - 3 迫り来る大災害に備えて



地方消滅論・ [地域と自治体第37集] 地方創生政策を問う

岡田知弘・榊原秀訓・永山利和編 著

本体 2700 円 + 税

日本の地方をどのように変えたいのか。「地方消滅」「自治体消滅」というショッキングドクトリンを発動し、それではとばかりに始まった地方創生政策。その手法と論理の誤りを、地方自治、地域経済、国土計画、社会福祉等の観点から分析し、豊かさや幸せを実感できるもう一つの国づくりへの道をさぐる。

裁判で「和解」したのに、争いは続くってほんとう?!
辺野古新基地をめくって、沖縄県と日本政府は何を争っているのか。
沖縄の人々の人権、自治権は、私たち国民の人権、自治権なのです。

Q&A 辺野古から問う 日本の地方自治

5月上旬刊行

本多滝夫
白藤博行
龜山統一
前田定孝
徳田博人



本体 1111 円 + 税